

鳴門教育大学プール使用心得

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

平成22年3月24日改正

プールを使用する者は、鳴門教育大学体育施設使用規程（平成16年規程第68号）及び鳴門教育大学体育施設使用心得（平成16年学長裁定）に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- 1 事故防止のため、プールは3人以上で使用し、プール内ではお互いに監視し合うこと。
- 2 場内では、各自事故防止のため十分注意し、かつ、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 疾病その他身体に異常のあるときは、使用しないこと。
- 4 空腹、食事直後又は激しい運動をした直後の者は、水に入らないこと。
- 5 更衣室のロッカーは、共同で使用する。所持品は、各自の責任で保管すること。
- 6 土足で場内に入らないこと。
- 7 使用中は必ず水泳帽を着用すること。
- 8 使用者は必ずシャワーで体を洗い、足洗場を通り、十分に準備体操を行った上で静かに水に入ること。
- 9 水質汚染防止のため、サンオイル、日焼止めクリーム等は使用しないこと。
- 10 たん、唾液は、必ず排水溝に捨てること。
- 11 場内において、飲食、喫煙をしないこと。
- 12 プールは、お互いに清潔を保つように心掛けること。
- 13 使用者は、窓口事務取扱時間内に学生課において、プール使用簿に氏名、所属、連絡先、入場時刻等を記帳し、鍵を借り受けること。
- 14 使用後は、必ず原状に復し、施錠、消灯及び給水栓を点検の上、当日、学生課において、プール使用簿に退場時刻を記帳し、鍵を返却すること。
- 15 火災、負傷その他事故が発生した場合及び施設設備又は備品を汚損、破損又は滅失させた場合は、直ちに学生課に通報すること。
- 16 その他プール場内の掲示事項を厳守し、本学職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から実施する。